

## 特集2 臨床工学技士養成 カリキュラムの見直しと タスク・シフト/シェア

編集責任

滋慶医療科学大学 医療科学部 臨床工学科

廣瀬 稔 HIROSE, Minoru



臨床工学技士が1987年に誕生し、早いもので34年が経過した。この間には、新たな工学的医療技術が次々と開発され、医療現場に普及拡大しているとともに、臨床工学技士が関連する業務内容も大きな広がりを見せている。特に大きな変化は、

- ①2000年前後の医療事故の多発を背景に、日本でも国による医療安全に対する政策の方向づけがなされ、2007年には医療法改正により医療機器安全管理責任者の配置などのさまざまな対策が打ち出されたこと
  - ②2010年には「臨床工学技士業務指針」が新たに策定され、業務範囲が拡大したこと
  - ③今年5月には医師のタスク・シフト/シェアに伴う法令改正を受けて、臨床工学技士法の一部が改正され業務範囲が追加されたこと
- などがあげられる。

このように臨床工学技士を取りまく環境が変化したなかで、これまでに行われた臨床工学技士養成教育での大きな変化は、2004年にカリキュラムの大綱化が行われ教育科目の名称を定める規定から教育内容を定める規定への変更と単位制が導入されたことであり、それ以降は大きな改正が行われずこれまで進んできた。そのため、この度の養成カリキュラムの見直しでは、今

後の医療環境の変化に対応するために、現行法からの日本臨床工学技士会を含む団体の要望と医師から臨床工学技士へタスク・シフト/シェアされる予定行為を踏まえた考え方などをもとに、教育内容の見直しや臨床実習の在り方などについて検討された。資格制度創設以来で最大となる教育内容の見直しが行われ<sup>1)</sup>、新カリキュラムは2023年4月の入学生から適用される。今後も臨床工学技士を取りまく環境の変化が十分想定されるが、臨床工学技士の本来の業務である生命維持管理装置の操作および保守点検が基本になることを学生に十分周知していただきたい。その意味でも「臨床工学の世界」へ入ってくる学生を教育し、臨床工学が実践されている医療機関や医療機器関連企業などに輩出する養成施設の役割は重大である。最後に、COVID-19感染拡大の影響でご心労も多いなかで、今回のカリキュラム改定や臨床工学技士法改定に関わられた関係各位に労いの言葉を贈りたい。また、今回の特集に執筆いただいた方々にも感謝申し上げる。

### ■文献

- 1) 厚生労働省：臨床工学技士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書、令和3年3月25日  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000776745.pdf> (2021年11月29日現在)